

消防法令違反にならないために

消防法令違反により、テナント入居や増改築後に消防用設備等の工事を行うことになれば、事前の工事以上に費用や労力、時間を要することになります。

【消防法令違反の例】

- 屋内階段が1つの建物の3階以上又は地下に、不特定多数の方が出入する飲食店や物販店、避難困難な方が利用する福祉施設等が入居することで、面積にかかわらず自動火災報知設備が必要となります。
- 複数の建物を接続することで、全体の面積や用途、建物構造が変わることとなり、屋内消火栓設備や自動火災報知設備などの消防用設備等が必要となることがあります。
- ※ 上記はあくまで例であり、テナントの変更や増改築により、他にも消防用設備等が必要になったり、防火管理者の選任義務が生じる場合などがあります。

【消防法令に違反した場合】

1 重大違反の公表

重大な消防法令違反は、市ホームページや消防署掲示板で建物名称等を公表する場合があります。

2 行政処分

行政指導によっては法令違反の是正が見込めない場合、措置命令を行うことがあります。命令を行った場合、建物入口や消防署、市ホームページ等で公示します。

また、措置命令にも従わない場合は使用停止命令や捜査機関への告発を行い、罰則の適用を受けることがあります。